

役員の報酬等の支給基準（案）について

1 決定の手続き

報酬等の支給基準を決定又は変更するときは、市長に届出、公表しなければならない。市長は、届出があったときは、評価委員会に通知し、評価委員会は、社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、意見があれば市長に申し出る。

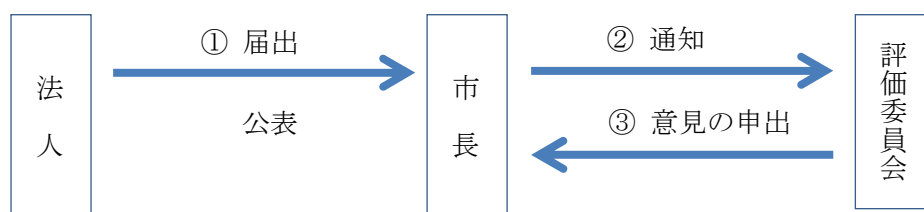
【地方独立行政法人法】

第48条

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。



2 基本的な考え方

報酬等の支給基準は、広島市職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

【地方独立行政法人法】

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

〔参考〕役員の構成

【地方独立行政法人広島市立病院機構定款】

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事7人以内及び監事2人以内を置く。

3 支給基準（案）

(1) 常勤役員

区 分	説 明
給 料	通勤手当を除く報酬の合計額が年額 1,900 万円を超えない範囲で設定 ※ 法人職員を兼務する役員は、職員の給与規程を適用
地域手当	職員の例による
通勤手当	職員の例による
期末手当	年間支給額 (給料月額＋地域手当の月額) × 1.2 × 3.95
退職手当	給料月額 × 在職年数 ※ 任期ごとに支給する。ただし、法人職員を兼務する役員には支給しない。(職員の退職手当規程を適用)

(2) 非常勤役員

区 分	説 明
非常勤役員手当	日額 30,000 円

〔参考〕政令他都市の理事長の報酬

機 構	京都市	堺市	神戸市	福岡市
	2 病院	1 病院	2 病院	2 病院
年 収	1,900 万円以内	1,800 万円以内	1,900 万円程度	1,549 万円

※ 1 法人職員を兼務する役員は、京都市を除き、職員の給与規程を適用している。

※ 2 福岡市は、理事長が病院長を兼務しており、上記役員報酬を適用していない。

〔参考〕政令他都市の非常勤役員の報酬

機 構	京都市	堺市	神戸市	福岡市
理 事	日額 3 万円	日額 3 万円	日額 3 万円	日額 3 万円
監 事	月額 5 万円	月額 5 万円		

4 報酬等規程（案）

別紙「地方独立行政法人広島市立病院機構役員報酬等規程（案）」のとおり